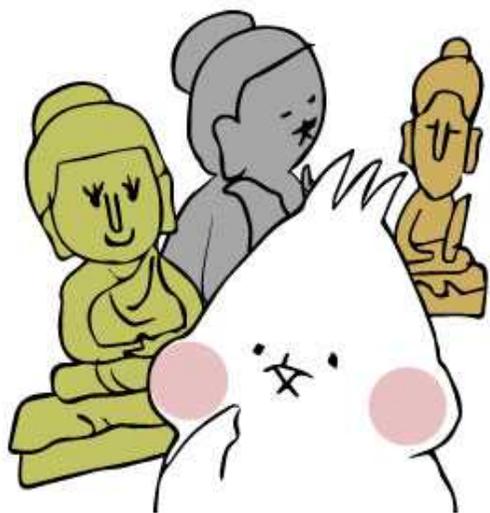


---

# 文化資源活用課

---



※令和2年度第3次補正予算額(案) 8,044百万円+令和3年度予算額(案) = 54,033百万円

ウィズコロナ時代においても、修理・整備や防火対策5か年計画等を踏まえた防災対策、修理技術者等の育成、邦楽の普及拡大等を推進するとともに、世界文化遺産・日本遺産をはじめ、地域の文化資源の継承・磨き上げの支援による地域活性化を図る。さらに、継承が危ぶまれている多種多様な文化的所産について緊急調査を実施し、保護方策の検討につなげる。

## 1. 文化財の適切な修理等による継承・活用等

38,604百万円(39,471百万円)

### ○建造物の保存修理等

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。

### ○美術工芸品の保存修理等

材質が脆弱で経年による風化や材質疲労等による損傷が進行した国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。

等



◀重要文化財(建造物)  
輪王寺大猷院霊廟二天門▶

## 2. 文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等

7,231百万円(6,670百万円)

### ○無形文化財の伝承・公開等

重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保持団体等が行う伝承者養成等や、重要無形民俗文化財の保護団体等が行う伝承者養成や用具の修理に対して補助等を行う。また、邦楽演奏家の拡大や邦楽器製作の担い手継承を進める。

### ○地域文化財の総合的な活用の推進

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、計画に基づく地域の核となる文化財の整備等の支援のほか、「日本遺産」を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組みに対する支援を行うとともに、伝統行事・民俗芸能を継承する取組や地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。

等



◀重要文化財 間重富関係資料▶

## 3. 文化財防衛のための基盤の整備(一部再掲)

25,203百万円(25,707百万円)

### ○災害等から文化財を護るための防災対策促進プラン

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や、設計図や写真等のデジタル保存などの防災対策を行うとともに、文化財を護るための防犯、耐震対策等に対して補助を行う。

### ○文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン

文化財の保存技術や用具・原材料を次世代に継承するため、現在の状況の実態把握、技の継承や原材料確保等への支援、国内外への情報発信等を進める。

等



◀消火施設(放水銃)の設置▶ 1

# 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」での位置づけ（文化財関係）

- 首里城跡の火災や近年の自然災害の被害等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「加速化対策」という。）に、**文化財の防火対策・耐震対策等を追加**
- 加速化対策において、中長期的な視点で取り組むべき課題を検討のうえ、目標達成のために必要な予算を措置する予定（令和2年度第3次補正予算（約72億円）より措置）
- 国土強靱化地域計画に明記された文化財関係事業について、優先採択等の**重点化**を予定

## 国指定文化財等の防火対策

重要文化財（建造物）・博物館等に  
係る防火設備の整備等

### 【今後の目標】

- ①国指定文化財（建造物）  
世界遺産・国宝の対策進捗率  
100%（令和6年度）
- ②国宝・重要文化財（美術工芸品）が保管される博物館等  
特に緊急的対策を要する博物館  
の対策進捗率  
100%（令和6年度）



放水銃



自動火災報知設備（受信機）

## 国指定文化財等の耐震対策

国宝・重要文化財等に係る  
耐震診断・耐震対策工事

### 【今後の目標】

- 下記物件に係る対策着手率 50%  
（令和7年度）
- ・不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財
  - ・世界遺産・国宝（避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所）



耐震対策工事（松江城天守）  
左：格子壁補強 右：鉄骨フレーム



## 史跡名勝天然記念物等の老朽化対策

史跡名勝天然記念物の  
適切な整備周期(※)による保存整備

### 【今後の目標】

入場者数が多く、また災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の高い城郭等の整備周期短縮  
45年→30年（令和7年度）

※従来の整備周期を踏まえれば、30年に1度の保存整備が望ましい。



被災事例（史跡津山城跡）  
城郭公園内の遊歩道下の法面が崩落。

※令和2年度第3次補正予算額(案) 4,344百万円+令和3年度予算額(案) = 17,406百万円

国宝・重要文化財(建造物)を適正に維持し、次世代へ確実に継承するための保存修理や、自然災害等から護るための防災施設等の整備、耐震対策等、文化財の解説版の設置等の公開活用の取組に対する補助を行う。

## <主な施策>

### ◆近代和風建築等総合調査 5百万円(5百万円)

主として、明治以降に伝統的技法及び意匠を用いて造られた住宅・公共建築・宗教建築等について、文化財保存の措置が講じられないままとなっている建造物に関して地方公共団体が行う調査に対し補助を行う。



<建造物屋根修理の様子>

国宝 清水寺本堂  
(京都市)

### ◆近現代建造物緊急調査 3百万円(3百万円)

主として、20世紀に造られた、優れた建築物や土木構造物について、文化財建造物の保護対象範囲の拡大、大規模な改修や取り壊しに対応し、先進的かつ適切な保護を図るため、保存状況等の調査を緊急的に行う。

### ◆国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,497百万円(11,563百万円)

文化財を次世代へ確実に承継するため、適切な周期での保存修理や、文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組、さらに周辺環境の整備に対する補助を行う。



<放水銃放水試験の様子>

重要文化財 雑司ヶ谷鬼子母神社  
(東京都)

### ◆登録文化財保存修理 108百万円(108百万円)

登録有形文化財建造物の保存と活用を図るため、保存修理事業の設計監理に必要な経費に対する補助を行う。

### ◆防災施設整備(建造物) 1,448百万円(1,278百万円)

我が国の文化財の多くは木造であるため防火対策は必須であり、文化財建造物の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な防火対策耐震対策に係る整備について補助を行う。

※令和2年度第3次補正予算額(案) 2,407百万円+令和3年度予算額(案) = 23,027百万円

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

## ◆天然記念物緊急調査 27百万円 ( 27百万円)

事業内容：天然記念物の生態・分布調査

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

## ◆史跡等保存活用計画策定 100百万円 ( 100百万円)

事業内容：史跡等の管理基準の策定

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

## ◆天然記念物再生事業 100百万円 ( 100百万円)

事業内容：天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等

補助対象：所有者、地方公共団体

補助率：50%

## ◆天然記念物食害対策 200百万円 ( 200百万円)

事業内容：天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等

補助対象：地方公共団体

補助率：3分の2

## ◆文化的景観保護推進事業 272百万円 ( 272百万円)

事業内容：重要文化的景観内の建造物等の修理・修景、防災施設設置等

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

## ◆発掘調査等 3,002百万円 (3,002百万円)

事業内容：開発等により破壊される恐れのある遺構等の発掘調査、記録作成等

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

## ◆歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 5,624百万円 (6,106百万円)

事業内容：史跡等の魅力を広く発信し理解してもらうため必要となる保存修理、防災対策等

補助対象：所有者、管理団体、地方公共団体

補助率：50%

## ◆名勝調査 15百万円 ( 15百万円)

事業内容：測量図、実測図等の作成、史資料の所在調査・整理・分析等

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

## ◆地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 550百万円 ( 550百万円)

事業内容：埋蔵文化財の公開活用等を行うために必要な設備整備、普及・啓発等

補助対象：地方公共団体等

補助率：50%

## ◆重要文化財等防災施設整備(記念物) 727百万円 ( 900百万円)

事業内容：必要な防火対策、耐震対策に係る施設整備等

補助対象：所有者、管理団体、地方公共団体

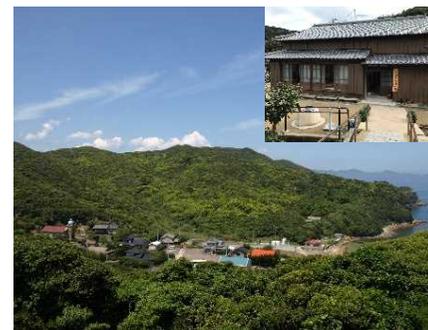
補助率：最大85%

## ◆史跡等の買上げ 10,002百万円 (10,308百万円)

事業内容：地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して補助を行う

補助対象：地方公共団体

補助率：80%



ガイダンス施設整備状況  
重要文化的景観  
「新上五島町崎浦の五島石集落景観」  
(長崎県新上五島町)



発掘調査状況  
史跡「周防鑄銭司跡」  
(山口県山口市)



擬宝珠橋の復元整備状況  
史跡「鳥取城跡」  
(鳥取県鳥取市)



災害復旧工事の状況  
(斜面保護のアンカー施工)  
史跡「丸亀城跡」  
(香川県丸亀市)

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や、設計図や写真等のデジタル保存などの防火対策を行うとともに、文化財を護るための防犯、耐震対策等に対して補助を行う。

## 文化財を災害から護るための11の事業

- ① 建造物防災施設等整備 : 1,532百万円(1,354百万円)**  
《R2年度第3次補正予算額(案):3,463百万円》  
重要文化財建造物に必要な防火施設、耐震施設の整備に係る事業について支援する。特に世界遺産や国宝について防火対策5か年計画に基づき重点的に行う。
- ② 美術工芸品防災施設等整備 : 298百万円(289百万円)**  
《R2年度第3次補正予算額(案):401百万円》  
重要文化財美術工芸品を火災や盗難等から護るため、防火施設、防犯施設等の整備を支援する。特に重要文化財を保管する博物館等について防火対策5か年計画に基づき重点的に行う。
- ③ 民俗文化財防災施設等整備 : 30百万円(30百万円)**  
重要有形民俗文化財を火災や盗難等から護るため、防火施設、防犯施設等の整備を支援する。
- ④ 記念物等防災施設等整備 : 907百万円(1,080百万円)**  
《R2年度第3次補正予算額(案):718百万円》  
史跡等や重要文化的景観に必要な防火施設、耐震施設の整備に対して支援する。また、石垣等の安全性をあらかじめ調査し、安全性確保の必要な措置をとるため、三次元情報を取得するとともに、定点観測を行い移動の有無の経過観測を行う。
- ⑤ 伝統的建造物群防災施設等整備 : 337百万円(334百万円)**  
《R2年度第3次補正予算額(案):6百万円》  
重要伝統的建造物群保存地区を安全性の高い環境に整備するため、防火施設、耐震施設の整備に対して支援する。
- ⑥ 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 : 550百万円(550百万円)**  
埋蔵文化財を火災や盗難から護るため、収蔵施設を整備するとともに、公開活用を行うため展示施設等を整備する工事に対して支援する。
- ⑦ 文化遺産オンライン構想の推進 : 96百万円(97百万円)**  
我が国の文化財情報を広く国内外に向けて発信するポータルサイト(文化遺産オンライン)を運用するとともに、文化財が消失等した場合に復元するための資料として活用するため、引き続き、国指定等文化財の設計図や写真等の詳細記録のデジタルアーカイブ化に取り組む。
- ⑧ AIを利用した文化財建造物見守りシステム : 31百万円(15百万円)**  
AIを利用して文化財建造物の破損状況を分析等を効率的に実施できる点検手法を実現するために、共有システムの構築を行う。
- ⑨ 石垣の耐震診断指針策定事業 : 8百万円(新規)**  
熊本城の復旧事業の中で得られた知見をベースとして、全国の石垣に適用可能となる石垣の耐震診断指針を完成させる。
- ⑩ 防災・防犯に関する研修会等 : 3百万円(3百万円)**  
近年の盗難事件の事例報告や効果的な防災・防犯対策等を説明する研修会を開催するとともに、指定文化財の所在の把握等を行う。
- ⑪ 文化財防災ネットワーク推進事業 : 154百万円(154百万円)**  
日本全国の文化財保護団体等による「文化財防災ネットワーク」を運営するとともに、災害発生に備えた調査研究と情報の蓄積、人材育成を行う。  
(関連事業)  
首里城復元に必要な技術者の人材育成 : 10百万円(10百万円) 5

※令和2年度3次補正予算額(案) 4,588百万円+令和3年度予算額(案) =7,220百万円

【事業概要】世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施。(補助率:最大85%)

## 【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）
- ・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財
- ・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

※特に世界遺産・国宝の建造物や、重要文化財を保管する博物館等の防火対策については早急な対応を図る必要があるため、補正予算も活用するとともに、所有者負担の軽減策を重点的に図る。

## 【耐震対策】

- ・地震大国日本では、**文化財価値の保護**と**利用者の安全確保**のために耐震対策は必須

### ◆免震工事



《免震装置の設置》

大規模な近代建造物の場合、耐震補強工事ではなく免震工事を採用することがある。

## 災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

- ・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
- ・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
- ・老朽化した防火施設、毀損した防火施設の更新、再整備が必要
- ・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施

### 早期発見

- ・**自動火災報知施設**を設置し迅速に初期消火へ



(炎感知器)



(R型受信機)

### 初期消火

- ・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等



(易操作性1号消火栓)

### 延焼防止

- ・近隣火災から護るための**ドレンチャー、放水銃**等



(ドレンチャー設備)



(更新前)



(更新後)

《老朽化した放水銃の更新》



《耐久性、耐震性の高いポリエチレン管への更新》

# 新型コロナウイルス感染症を契機とした文化財修理事業等の補助率の加算措置について(令和2年度版)

建造物、美術工芸品等の文化財修理事業や防災施設整備事業等について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により補助事業者が減収となり事業継続が困難な場合でも、事業を継続することができるよう、一定の要件により補助率の加算措置を行う。(令和3年度の実施については今後協議予定)

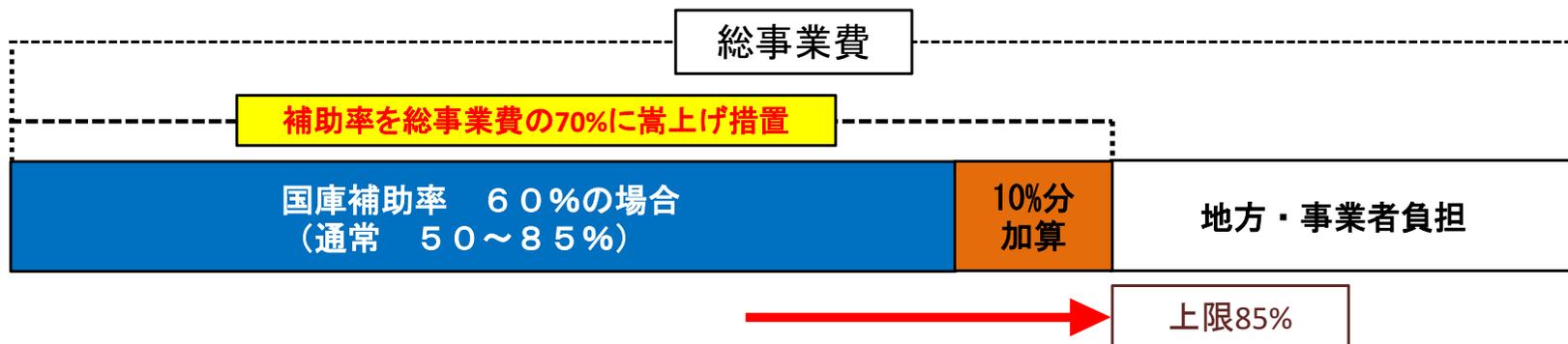
## 概要

一定の要件(※)を満たせば10%分の補助率の加算措置を行う。(補助率の上限85%)

### ※要件

- (1) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金のうち、定率の事業。
- (2) 事業者が個人又は民間団体(営利法人を含む。)、且つ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業者の前年同月比の事業収入が50%以上減少した月が存在する事業。
- (3) 当該年度中に実施しないと補助事業に支障をきたす、以下のいずれかの事業
  - ① 前年度来の事業又は当該年度採択で着手済み事業
  - ② 今後の新規採択事業のうち、劣化が著しく、次年度の着工を待つことができない事業
  - ③ 令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等(以下「実態調査等」という。)により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝(建造物)又は重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等として行われる事業

(例)



地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。以下「地域計画等」という。）に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援する地方公共団体を後押しする。

- 補助事業者：地域計画等を策定している市区町村
- 補助金の額：補助対象経費の50%
- 補助対象事業：地域計画等に基づき市区町村が自ら行う事業又は所有者等に対し市区町村がその経費を補助する次に掲げる事業

## 国登録文化財の機能維持

未指定も含めた文化財の中で、市区町村が価値付けを戦略的に行った上で、地域の核となっている国登録文化財について活用に必要な機能維持を支援する。



建造物の機能維持



記念物の機能維持

## 国登録文化財の防災対策

防災対策を行うことで地域の核となっている国登録文化財の滅失を防ぎ、地域のアイデンティティを確保し、そのきずなを維持する。



防火施設の設置



耐震対策装置の設置

## 国登録文化財の環境整備

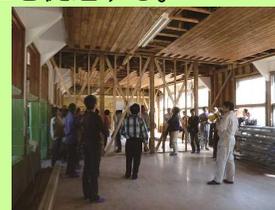
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益施設・設備の整備等、活用の取組を支援することで地域活性化を図る。



便益設備の整備

## 活用のための機能維持等を捉えた情報発信

機能維持の取組の期間を捉え、普段では見ることのできない部位を見学することで、新たな文化財への理解の取組を促進する。



工事途中の公開

## 文化財の保存・活用を行う団体への取組支援

地域で活動する民間の団体の取組を積極的に活用し、文化財の保存・活用に担い手として位置づけることで、所有者、行政、民間の連携を促進する。



空き家バンクの運営



文化財周辺のハザードマップ作成

## 「Living History」とは？

Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業とは、重要文化財や史跡を訪れた方が、往時のくらしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感できるような、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験事業などの取組です。

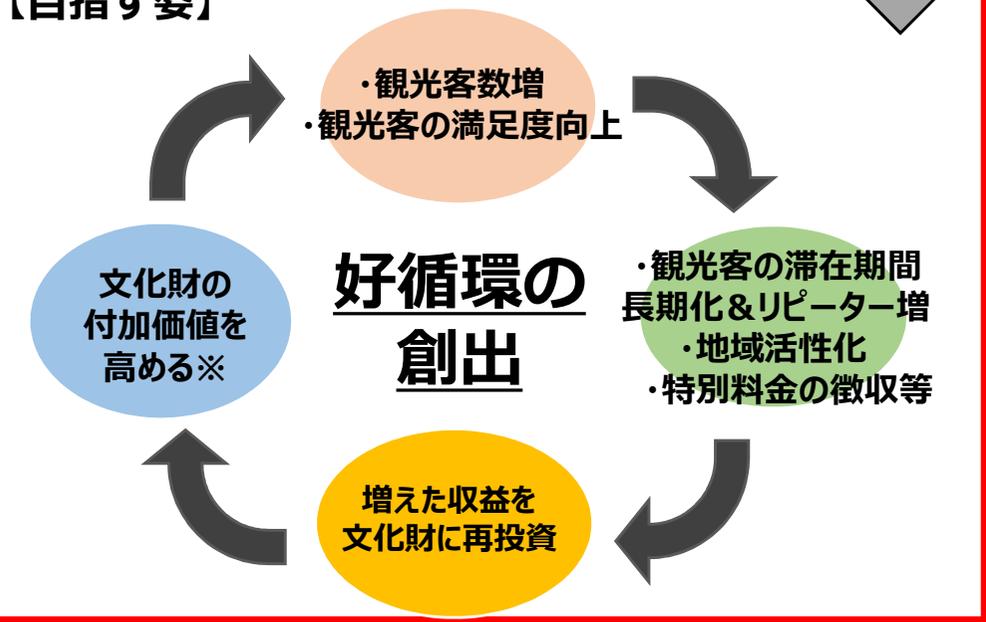
- ① 文化財の付加価値を高める…観光客が体感・体験できるよう、歴史的な出来事や当時の生活を再現
- ② 好循環の創出…文化財を核として賑わいを創出し、増えた収益を文化財の修理・整備や新たな企画に再投資

観光資源としての  
磨き上げ

### 【現状・課題】

- ・必ずしも観光客にとって往時が分かりやすい形で公開されていない
- ・民間事業者と連携しつつ、文化財の所有者・管理団体等が自律的に文化財の修理・整備を行うモデル作りが必要

### 【目指す姿】



### 【事業者】

- ・法人（地方公共団体、民間団体等）
- ・DMO等によって構成される協議会等

### 【主な要件】

- ・対象は、国指定等文化財を核としたもの
- ・対象となる文化財に、文献や絵画等の史料や研究資料等に基づいた付加価値を付与すること
- ・外国人観光客を含む参加者がわかりやすい解説を行うこと

### 【代表的な取組例】

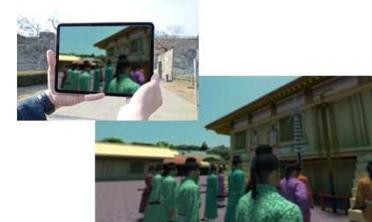
- ・歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事(AR等での再現を含む)
- ・歴史的な出来事等に基づく体験プログラム事業  
(往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元 等)
- ・当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示(AR等での再現を含む) 等



(絵図より忠実に再現した大名行列の実施)



(中世の食事の体験)



(史跡における当時の様子をARを活用して体験)

# Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業

補助対象		
● 調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マーケット調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲットについての調査</li> <li>・類例調査 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時代考証の観点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資料等の調査</li> <li>・事例調査</li> <li>・時代考証の専門家招聘 等</li> </ul> </li> </ul>
● プログラム開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業開発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議等の開催</li> <li>・運営プランの検討</li> <li>・収益性、PR計画等の検討</li> <li>・商品造成・販売の専門家招聘</li> <li>・運営マニュアルの作成 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体験プログラム開発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議等の開催</li> <li>・プログラムの企画・開発</li> <li>・実施、演出プランの策定 等</li> </ul> </li> </ul>
● ツール等の製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムに基づく衣装・調度品・備品の制作・購入</li> <li>・プログラムに基づくAR等のコンテンツ制作・機材購入</li> <li>・プログラムを理解する解説ツール、翻訳（説明台本、解説文等の制作、解説パネル制作等） 等</li> </ul>	
● 実施のための準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験プログラムの運営に関する練習</li> <li>・ナビゲーター育成のためのセミナー（講演は対象外）</li> <li>・プレツアーの実施 等</li> </ul>	

補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助率 1/2（以下に該当する場合、補助金の額を調整。ただし、2 / 3 を上限）           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文化財保存活用地域計画等を策定している地方公共団体の域内で実施 5%加算</li> <li>➤ 財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地方公共団体の場合 = 財政力指数が0.5以下 10%加算</li> <li>(イ) 民間団体の場合 = 事業規模指数（※）が0.1以上 10%加算</li> </ul>               ※事業規模指数 事業規模指数 = 補助対象となる総事業費 / 補助事業者の財政規模             </li> <li>➤ 本事業に観光庁に登録された日本版DMOが参加 5%加算</li> <li>➤ 当該年度に他の国際観光旅客税事業と連携 5%加算</li> <li>➤ 3つ以上のプログラムを開発 5%加算</li> </ul> </li> </ul>

## 概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施。

## 事業内容

文化財を中核とした観光拠点を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説を整備。



2次元コードにスマートフォンをかざすと、英語など多言語解説文のテキスト表示と音声読み上げられる。

(栃木：二荒山神社等)



現存しない建造物等を史実に基づいて高精細かつ色鮮やかに、多言語によるナレーションにより、VRコンテンツで再現。

(奈良：春日大社等)



多言語によるVR動画コンテンツ（普段見れない場所の360度映像、空中から見るVR体験等）を楽しむことができる。

(新潟：佐渡金銀山遺跡等)

## 観光庁・文化庁・環境省の連携による解説整備を推進

【観光庁】  
魅力的でわかりやすい解説文作成

分かりやすい多言語  
解説整備推進委員会

【文化庁】  
先進的・高次元な媒体整備

専門家を派遣し、魅力ある  
多言語解説文の作成支援

先進的な媒体を用いた解説  
整備への支援

【対象事業者】  
文化財所有者、自治体、民間団体等

【実施予定数（R3年度）】  
75件程度

【補助率】  
原則 1 / 3

【対象経費】  
・解説文の多言語化  
・VR/ARコンテンツ  
・看板に貼付たQRコードからウェブサイトへリンク等

## 国宝・重要文化財建造物の耐震対策現況調査結果の公表について

文化庁では、文化財所有者や地方公共団体等の関係者間で、耐震対策の状況の確認、共有と耐震化に向けた意識の向上を図るため、国宝・重要文化財建造物の耐震対策の現況調査を実施しております。この度、令和2年11月30日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

### 1. 調査の概要

調査対象：耐震対策の対象※となる国宝・重要文化財建造物（4,132棟、回答率100%）このうち、世界遺産又は国宝であるもの（663棟）

（※）国宝・重要文化財建造物から小規模な建造物や土木構造物を除外

調査時点：令和2年11月30日時点

調査内容：耐震診断（耐震予備診断、耐震基礎診断、耐震専門診断）や耐震補強の実施状況、対処方針（耐震補強等が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）の作成状況 等

### 2. 調査結果概要

#### (1) 耐震対策が完了しているもの

耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたもの、立入制限を内容とする対処方針を作成したものであって、基本的に耐震対策が必要ないもの

① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4,132棟）	2,613棟（63.2%）
② ①のうち、不特定の者が立ち入る建造物（1,883棟）	854棟（45.4%）
③ 耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）	405棟（61.1%）
④ ③のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（312棟）	103棟（33.0%）

#### (2) 安全性の確保が図られているもの

(1)の耐震対策が完了しているものに加え、避難誘導等の人的安全性確保のための措置を内容とする対処方針を作成したもの

① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4,132棟）	3,941棟（95.4%）
② ①のうち、不特定の者が立ち入る建造物（1,883棟）	1,811棟（96.2%）
③ 耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）	654棟（98.6%）
④ ③のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（312棟）	310棟（99.4%）

### 3. 今後の対応等

今回の調査結果から、国宝・重要文化財の95%（世界遺産又は国宝では99%）が、耐震補強の実施や立入制限・避難誘導等の措置を含む対処方針の作成等を行っており、人的安全性の確保が図られていることが確認できました。不特定の者が立ち入る未対策のものうち、耐震基礎診断・耐震専門診断実施中のものを除くもの（国宝・重要文化財38棟、世界遺産又は国宝2棟）についても令和2年度内に対処方針を作成し、人的安全性の確保を図る見込みです。

特に、12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策に加え、世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所に係る耐震対策を盛り込み、加速化して進めていきます。

今後もすべての国宝・重要文化財建造物に係る所有者等の関係者に対して、改めて耐震対策の必要性を周知するとともに、耐震対策の状況について定期的にフォローアップを実施するなど、国宝・重要文化財建造物の耐震化を引き続き進めてまいります。

# 国宝・重要文化財建造物の耐震対策の現況調査結果

令和2年11月30日現在

## 1. 調査対象

① 耐震対策の対象※となる国宝・重要文化財建造物	4, 132棟
② ①のうち、不特定の者が立ち入る建造物	1, 883棟
③ ①のうち、世界遺産又は国宝の建造物	663棟
④ ③のうち、不特定の者が立ち入る建造物	312棟

(※) 国宝・重要文化財建造物から小規模な建造物（延べ面積10㎡以下、鳥居、石塔、塀等）や土木構造物を除外

## 2. 調査結果（耐震診断・耐震補強等の実施による耐震対策の状況）

### ① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4, 132棟）の状況

<b>I 耐震対策が完了しているもの（ア+イ）</b>	<b>2, 613棟（63.2%）</b>
<b>II 安全性の確保が図られているもの（ア+イ+ウ）</b>	<b>3, 941棟（95.4%）</b>

#### <内訳>

**ア** 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） **1, 828棟**

耐震予備診断○により完了	1, 046棟	耐震基礎診断○により完了	71棟
耐震専門診断○により完了	38棟	耐震補強の実施により完了	673棟

**イ** 対処方針（耐震補強等が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されたもの **785棟**  
 （※対処方針により立入制限を行うものについては、耐震対策の一応の完了とみなす。）

**ウ** 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） **1, 328棟**

**エ** 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） **191棟**

耐震診断未実施	92棟	耐震予備診断×	32棟
耐震基礎診断×	7棟	耐震専門診断×	2棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	58棟		

② ①のうち、不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財（1, 883棟）の状況

I	耐震対策が完了しているもの（ア）	854棟（45.4%）
II	安全性の確保が図られているもの（ア+ウ）	1,811棟（96.2%）

<内訳>

**ア** 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） **854棟**

耐震予備診断○により完了	366棟	耐震基礎診断○により完了	36棟
耐震専門診断○により完了	20棟	耐震補強の実施により完了	432棟

**ウ** 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） **957棟**

**エ** 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） **72棟**

耐震診断未実施	23棟	耐震予備診断×	12棟
耐震基礎診断×	3棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	34棟		

※ なお、**イ**（対処方針に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されているもの）は、不特定の者が立ち入らない建造物と整理しており、対象外。

③ ①のうち、耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）の状況

I	耐震対策が完了しているもの（ア+イ）	405棟（61.1%）
II	安全性の確保が図られているもの（ア+イ+ウ）	654棟（98.6%）

<内訳>

**ア** 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） **249棟**

耐震予備診断○により完了	165棟	耐震基礎診断○により完了	14棟
耐震専門診断○により完了	6棟	耐震補強の実施により完了	64棟

**イ** 対処方針（耐震対策が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されたもの **156棟**

**ウ** 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） **249棟**

**エ** 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） **9棟**

耐震診断未実施	0棟	耐震予備診断×	3棟
耐震基礎診断×	2棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断，耐震専門診断実施中	4棟		

④ ③のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（312棟）の状況

<b>I</b> 耐震対策が完了しているもの（ア）	<b>103棟（33.0%）</b>
<b>II</b> 安全性の確保が図られているもの（ア+ウ）	<b>310棟（99.4%）</b>

<内訳>

**ア** 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） **103棟**

耐震予備診断○により完了	50棟	耐震基礎診断○により完了	9棟
耐震専門診断○により完了	3棟	耐震補強の実施により完了	41棟

**ウ** 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） **207棟**

**エ** 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で、耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） **2棟**

耐震診断未実施	0棟	耐震予備診断×	2棟
耐震基礎診断×	0棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断，耐震専門診断実施中	0棟		

※ なお、**イ**（対処方針に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されているもの）は、不特定の者が立ち入らない建造物と整理しており、対象外。

### <文化財建造物の耐震対策の流れ>

文化財建造物の耐震対策は、①耐震予備診断（木造のみ）、②専門的な耐震診断（耐震基礎診断・耐震専門診断）、③耐震補強の流れで進めている。専門的な耐震診断や、耐震補強が即座に着手できない場合は、人的安全性の確保のため、④対処方針を作成する。

#### ① 耐震予備診断

各建造物の立地条件，規模・形状，構造，保存状況から，地震に対する課題を把握し，修理や専門的な診断を実施する必要性について判定する比較的簡易な診断。

- 判定「ア」：OK 耐震性をおおむね確保。（※調査結果上は「○」）
- 判定「イ」：要修理 健全性を回復する措置などが必要。（※調査結果上は「×」）
- 判定「ウ」：NG 耐震性に問題ある可能性が高い。専門的な診断が必要。（※調査結果上は「×」）

#### ② 専門的な耐震診断（耐震基礎診断，耐震専門診断）

建築構造専門家や文化財建造物修理技術者により構造調査や構造解析を行い，建造物の耐震性能を評価する診断。

- ・耐震基礎診断・・・外観目視で得られる情報による診断。
- ・耐震専門診断・・・解体，半解体修理に併せて行う診断。
- 判定「大地震動時の非倒壊」：OK 耐震補強等の対策が不要。（※調査結果上は「○」）
- 判定「大地震動時の倒壊危険性」：NG 耐震補強等の対策が必要。（※調査結果上は「×」）

#### ③ 耐震補強

ハード面で補強を施し，不足する耐震性能を向上。補強により文化財的価値を損わないように配慮することが重要であり，修理工事とあわせて実施するなどの工夫も必要。

#### ④ 対処方針

人的安全性確保のために耐震対策が完了するまでに執るべき暫定的な方策。

具体的には，耐震診断・補強の実施見込みに加え，立入制限，危険性の明示，避難経路策定など人的安全性確保のために必要な対策などを記載。

